

本庄市安全安心なまちづくり条例

平成18年1月10日

条例第139号

私たちのまち本庄市は、埼玉県の北の玄関口として、彩の国科学田園都市を構想し、豊かで住みよいまちづくりをめざしている。まちづくりの基本は、安全で安心なまちの実現であり、それは市民誰もの願いである。

しかし、近年、地域社会の連帯感の希薄化による防犯機能の低下、自主防犯意識の欠如、規範意識の低下や少年非行の増加など社会環境の変化は、犯罪の多発と治安の悪化を招き、社会秩序が脅かされ、市民生活に重大な影響を及ぼしている。

そこで、私たちは、地域社会が密接な連携のもと、お互いが支えあうコミュニティの形成を図り、本来地域社会が備えている防犯機能を回復させ、安全で安心して暮らせる「犯罪のないまち本庄市」を実現することを基本理念とし、それぞれの立場で力をあわせて犯罪の防止に取り組むことを決意し、この条例を定める。

(目的)

第1条 この条例は、「犯罪のないまち本庄市」を実現するために、市、市民、団体、事業者及び土地建物所有者等の責務を明らかにし、防犯意識の高揚と、協力の下に、犯罪の防止に努め、もって市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者及び滞在する者をいう。
- (2) 団体 市内において活動する市民公益団体、サークル、ボランティア組織、PTA、特定非営利活動法人等の団体をいう。
- (3) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者をいう。
- (4) 土地建物所有者等 市内に所在する土地若しくは建物を所有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、犯罪防止のために、次に掲げる事項について必要な施策を策定し、実施するものとする。

- (1) 防犯に対する意識の啓発
- (2) 防犯活動に対する助言及び支援
- (3) 防犯のための環境整備
- (4) その他、条例の目的を達成するために必要な事項

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民、団体、事業者、土地建物所有者等及び関係行政機関と相互に連携を図るものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり日常生活における自らの安全確保に努め、防犯活動に自主的に取り組むとともに、市が実施する防犯推進に対する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第5条 団体は、基本理念にのっとり地域の防犯活動に努めるとともに、市が実施する防犯推進に対する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとりその事業活動に関し犯罪の防止に必要な措置を講ずるとともに、市が実施する防犯推進に対する施策に協力するよう努めるものとする。

(土地建物所有者等の責務)

第7条 土地建物所有者等は、基本理念にのっとりその土地又は建物に係る安全確保のために必要な措置を講じ、防犯のまちづくりに対する理解を深め、市が実施する防犯推進に対する施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針の策定)

第8条 市長は、安全安心なまちづくりを推進するための基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するものとする。

2 基本方針には次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 安全安心なまちづくりに関する基本的事項
- (2) 安全安心なまちづくりの推進のための方策に関する事項
- (3) その他安全安心の推進に関し必要な事項

3 市長は基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は基本方針を策定したときは、これを公表するものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。